

施設管理調達最低制限価格制度実施要領の一部改正

施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成25年12月16日付第201300145029号総務部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="197 451 698 480">施設管理調達最低制限価格制度実施要領</p> <p data-bbox="132 533 405 561">（最低制限価格の設定）</p> <p data-bbox="112 572 851 601">第4条 最低制限価格の設定権者は、価格決定権者とする。</p> <p data-bbox="112 612 1104 687">2 最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の<u>3分の2を下回らない範囲</u>において定めるものとする。</p> <p data-bbox="112 699 1104 810">（1）入札書等比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）に<u>3分の2を下回らない範囲</u>において価格決定権者が定める割合を乗じて得た額を算出する。</p> <p data-bbox="112 821 667 850">（2）（1）の額から千円未満を切り捨てる。</p> <p data-bbox="112 861 1104 973">（3）（2）の額に消費税及び地方消費税を加えた額を最低制限価格とする。ただし、その額が3分の2を下回る場合、予定価格に3分の2を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。</p>	<p data-bbox="1214 451 1715 480">施設管理調達最低制限価格制度実施要領</p> <p data-bbox="1140 533 1413 561">（最低制限価格の設定）</p> <p data-bbox="1120 572 1859 601">第4条 最低制限価格の設定権者は、価格決定権者とする。</p> <p data-bbox="1120 612 2112 687">2 最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の<u>3分の2から10分の8までの範囲</u>において定めるものとする。</p> <p data-bbox="1120 699 2112 810">（1）入札書等比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）に<u>3分の2から10分の8までの範囲</u>において価格決定権者が定める割合を乗じて得た額を算出する。</p> <p data-bbox="1120 821 1675 850">（2）（1）の額から千円未満を切り捨てる。</p> <p data-bbox="1120 861 2112 973">（3）（2）の額に消費税及び地方消費税を加えた額を最低制限価格とする。ただし、その額が3分の2を下回る場合、予定価格に3分の2を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年5月12日から施行する。

（適用区分）

2 この要領の規定は、令和8年6月1日以降に調達公告（指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う施設管理調達業務について適用する。